

#### 4 その他の事項（関係法令の改正等に伴う修正）

##### (1) 避難対策の充実（9項目）

項 目	修 正 の 概 要 等	地 域 防 災 計 画 の 修 正 箇 所					新旧対照表 頁番号																								
		編	章	節	項	項 目 名																									
1 避難場所への適応する災害種別の表示 【予防】	・住民の適切な避難行動につなげるため、避難場所に適応する災害種別の表示の検討について規定	基本	第2	第6	第8	避難誘導体制の確立	D-1																								
		震災	第4	第3	第3	津波からの避難	D-2																								
2 備蓄品目の見直し 【予防】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法の改正に伴い、食物アレルギーを持つ被災者用の食料の整備など、食料品目の一部を変更して整備を進めることを規定</li> </ul> <p>&lt;一部変更して整備を進める食料品目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー対応アルファ化米</li> <li>・アレルギー対応粉ミルク</li> <li>・クラッカー</li> </ul>	震災	第2	第13	第10	食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備	D-3・D-4																								
3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 【予防】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法の改正に伴い、現在の避難場所（一時候補施設）等を「指定緊急避難場所」と「指定避難所」とに区別して指定し、名称については、具体手的な避難行動につなげるため、住民にとって分かりやすい名称とすることについて規定</li> </ul> <p>〔区別〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現在</th> <th colspan="2">指定区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域避難場所</td> <td>大規模火災が発生した場合の避難場所</td> <td rowspan="2">切迫した災害の危険から避難するための避難場所</td> <td rowspan="2">指定緊急避難場所</td> </tr> <tr> <td>避難場所（候補施設）</td> <td>災害の危険が切迫した場合における安全な避難先を、災害種別ごとの避難場所</td> </tr> <tr> <td>生活避難場所</td> <td>生活の場を失った被災者を一時的に滞在させるための、一定の生活環境が確保された避難場所</td> <td>一定期間滞在し被災者の生活環境を確保するための避難所</td> <td>指定避難所</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔名称〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> </tr> <tr> <th>現在</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域避難場所</td> <td>広域避難場所 (指定緊急避難場所)</td> </tr> <tr> <td>避難場所（候補施設）</td> <td>指定緊急避難場所</td> </tr> <tr> <td>生活避難場所</td> <td>生活避難場所 (指定避難所)</td> </tr> </tbody> </table>	現在		指定区分		広域避難場所	大規模火災が発生した場合の避難場所	切迫した災害の危険から避難するための避難場所	指定緊急避難場所	避難場所（候補施設）	災害の危険が切迫した場合における安全な避難先を、災害種別ごとの避難場所	生活避難場所	生活の場を失った被災者を一時的に滞在させるための、一定の生活環境が確保された避難場所	一定期間滞在し被災者の生活環境を確保するための避難所	指定避難所	名称		現在	変更後	広域避難場所	広域避難場所 (指定緊急避難場所)	避難場所（候補施設）	指定緊急避難場所	生活避難場所	生活避難場所 (指定避難所)	基本	第2	第6	第2 第3	避難場所の定義 避難場所の選定	D-5 ~D-9
		現在		指定区分																											
広域避難場所	大規模火災が発生した場合の避難場所	切迫した災害の危険から避難するための避難場所	指定緊急避難場所																												
避難場所（候補施設）	災害の危険が切迫した場合における安全な避難先を、災害種別ごとの避難場所																														
生活避難場所	生活の場を失った被災者を一時的に滞在させるための、一定の生活環境が確保された避難場所	一定期間滞在し被災者の生活環境を確保するための避難所	指定避難所																												
名称																															
現在	変更後																														
広域避難場所	広域避難場所 (指定緊急避難場所)																														
避難場所（候補施設）	指定緊急避難場所																														
生活避難場所	生活避難場所 (指定避難所)																														
震災	第2	第13	第1 第3	避難システムと避難場所の定義 避難場所の選定	D-10 ~D-13																										
4 海拔表示の実施 【予防】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が日常の生活の中で常に津波災害等の危険性を認知し、円滑な避難ができるような表示の取組について規定</li> </ul> <p>〔道路施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県道路標識対策部会が定める設置方針に沿って設置する。</li> </ul> <p>〔避難場所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海拔表示に加え、災害種別の適応についても表示することとし、設置対象は津波と高潮による浸水想定区域とする。</li> </ul>	基本	第2	第6	第8	避難誘導体制の確立	D-1 (再掲)																								
		震災	第4	第3	第3	津波からの避難	D-2 (再掲)																								
5 津波避難計画の作成 【予防】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の防災基本計画の修正に伴い、県が策定した「市町村が策定する津波避難計画に係る指針」を踏まえ、津波避難計画の作成に向けた取組を進める旨を規定</li> </ul> <p>【津波避難計画に記載する事項】</p> <p>避難対象地域、指定緊急避難場所、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等</p>	震災	第4	第3	第3	津波からの避難	D-14																								

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所				新旧対照表 頁番号													
		編	章	節	項														
6 南海トラフ地震防災対策推進計画の作成 【予防】	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進するための計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）を、地域防災計画に定める。</li> </ul> <p>【南海トラフ地震防災対策推進計画に記載する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</li> <li>津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</li> <li>関係者との連絡協力の確保に関する事項</li> <li>防災訓練に関する事項</li> <li>地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</li> </ul>	震災	第5（新）	-	-	南海トラフ地震防災対策推進計画（新）	D-15 ~D-23												
7 備蓄数量の見直し 【予防】	<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成25年度広島市地震被害想定」を踏まえた、備蓄対象者数及び食料・生活必需品の備蓄数量の見直し。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害想定</td> <td>平成19年度広島市地震被害想定</td> <td>平成25年度広島市地震被害想定</td> </tr> <tr> <td>想定地震</td> <td>五日市断層地震</td> <td>南海トラフ巨大地震</td> </tr> <tr> <td>備蓄対象者数</td> <td>約11万人</td> <td>約12万1千人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行	見直し後	被害想定	平成19年度広島市地震被害想定	平成25年度広島市地震被害想定	想定地震	五日市断層地震	南海トラフ巨大地震	備蓄対象者数	約11万人	約12万1千人	震災	第2	第13	第10	食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備	D-3・D-4 (再掲)
区分	現行	見直し後																	
被害想定	平成19年度広島市地震被害想定	平成25年度広島市地震被害想定																	
想定地震	五日市断層地震	南海トラフ巨大地震																	
備蓄対象者数	約11万人	約12万1千人																	
8 生活避難場所への特設公衆電話の整備 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活避難場所へ避難した被災者が、家族等と連絡を取る手段を確保するため、生活避難場所としている公共施設（204施設）へ、NTT西日本(株)と共同で行う特設公衆電話回線及び電話機の整備について規定</li> </ul> <p>《平成26年度整備数》 174施設、223回線 ※耐震補強工事を平成26年度に実施する小・中学校は平成27年度に整備予定</p>	基本	第3	第8	-	停電応急対策	D-24												
9 避難情報の提供時期の整理 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水に関する避難情報を、段階に応じた提供時期の整理に伴い修正</li> </ul>	水防	第4	第4	第1	洪水への対応	D-25 ~D-28												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮に関する避難情報を、段階に応じた提供時期の整理に伴い修正</li> </ul>	水防	第4	第4	第2	高潮への対応	D-29 ~D-31												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波に関する避難情報を、段階に応じた提供時期の整理に伴い修正</li> </ul>	水防	第4	第4	第4	津波への対応	D-32 ~D-34												

(2) 土砂災害対策の充実（3項目）

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
1 県による土砂災害警戒情報の市町村への通知及び住民への周知 【応急】	・土砂災害防止法の改正に伴い、土砂災害警戒情報の市町村への通知及び住民への周知が義務付けられたことから、土砂災害警戒情報の受信及び伝達ルートを記述	基本	第3	第3	第2	気象情報等の収集及び伝達	D-35
2 土砂災害警戒区域内の避難体制の充実・強化 【予防】	・土砂災害防止法の改正に伴い、避難体制の充実・強化に関する事項が定められたため、必要な事項を規定  【市町村地域防災計画へ明示する事項】 ・土砂災害警戒区域内の福祉施設、学校、医療施設等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地 ・土砂災害警戒区域内について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項	基本	第2	第2	第4	土砂災害・宅地災害等の予防対策	D-36・D-37
3 避難勧告等の円滑な解除 【応急】	・土砂災害防止法の改正に伴い、市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことが規定されたことから、当該内容を規定	水防	第4	第7	第4	避難勧告等の解除	D-38

(3) 自助・共助体制の充実（1項目）

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
1 地区防災計画に関する規定 【予防】	・災害対策基本法の改正に伴い、地区内の居住者や事業者が作成する防災活動に関する計画（地区防災計画）を、地域防災計画へ定めることができる旨について規定	基本	第1	第1	第3	計画の構成及び内容	D-39

(4) 道路交通対策の充実（1項目）

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
1 放置車両対策の強化 【応急】	・災害対策基本法の改正に伴い、道路管理者による放置車両対策強化に係る措置を規定  ・緊急車両の妨げとなる車両の運転車等に対して移動の命令 ・運転者不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備） ・緊急車両の通行を確保するため、他人の土地の一時使用等 ・公安委員会から道路管理者に対する車両の移動等の要請	基本	第3	第2	第4	災害対策本部	D-40
		基本	第3	第17	第1	道路交通応急対策	D-41 ～D-49
		震災	第3	第17	第6	緊急輸送道路の確保	D-50
		震災	第3	第18	第2	交通規制・交通確保対策	D-51